

重要なお知らせ！

1) ウォーターサーバーの電気用品安全法上の位置付け

＊温水を作る機能の部分と、冷水を作る機能の部分の2つから成る複合電気用品と位置付けられています。

- ・①温水部分：電熱器具（電気湯沸器）
- ・②冷水部分：電動応用機械器具（電気冷水機）

2) 手続きの流れ

①電気用品名の確認 ②行為内容の確認 ③事業届出 ④基準適合確認 ⑤特定電気用品の確認（ウォーターサーバーは特定電気用品以外の電気用品）⑥適合性検査 ⑦自主検査 ⑧表示

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure.html>

3) 電気用品名の確認

本法においては、電気用品安全法施行令に定める電気用品（特定電気用品、特定以外の電気用品）が適用の対象となります。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_01.html

4) 行為内容の確認

電気用品安全法の対象となる行為は、製造事業、輸入事業及び販売です。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_02.html

5) 事業届出

電気用品の製造事業、輸入事業を行う場合、事業開始の日から30日以内に必要事項を、管轄の経済産業局等に届け出なければなりません。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_03.html

＊ウォーターサーバーの輸入に関する業務（輸入書類作成や倉庫での製品保管など）が、それぞれの経済産業局の管轄区域内だけで全て実施されるのであれば該当する経済産業局の製品安全室などへ「〇〇局長 殿」で届出書（様式1）を提出してください。（巻末資料）

＊複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合であれば経済産業大臣宛となります。

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/kakukeizaikyoku.html

＊既にこの事業届出を提出せずにウォーターサーバーを輸入している場合は、違法状態となっています。

＊結果論として、**事業届出が未届けであった場合** その状態のままで販売を継続すると、違法販売（レンタルやリースを含む）となるため、**直ちに販売等を中止**してください。

6) 基準適合確認

届出事業者は、届出に係る電気用品を製造、輸入する場合においては、国が定める技術基準に適合させるようにしなければなりません。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_04.html

＊それぞれの輸入事業者で確認されても結構ですが検査機関に依頼する方法もあります。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/cab_list.html

＊結果論として、**項目不足であった場合** その状態のままで販売を継続すると、違法販売（レンタルやリースを含む）となってしまうため**直ちに販売等を中止**してください。

7) 特定電気用品の確認（ウォーターサーバーは特定電気用品以外の電気用品）

「輸入する電気用品の区分」の部分には、「電熱器具及び電動応用機械器具」を記載してください。

「型式の区分」の部分には、電気湯沸器 104、電気冷水器 148 と記載してください。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/non_specified_electrical.html

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_05.html

8) 適合性検査

届出事業者が製造または輸入する電気用品が特定電気用品（116 品目）である場合、販売するときまでに、国に登録された検査機関による適合性検査を受検し、適合性証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_06.html

受検に当たっては下記登録検査機関にお問い合わせ下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/cab_list.html

9) 自主検査

届出事業者は電気用品の製造又は輸入を行う場合、国が定めた検査の方式により検査を行い、検査記録を作成し、これを検査の日から 3 年間保存する必要があります。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_07.html

＊自主検査の方法は、法律の施行規則の別表第三で規定されています。

「その他の令別表第2に掲げる電気用品にあっては外観、絶縁耐力及び通電について一品ごとに技術基準において定める試験の方法又はこれと同等以上の方法により行うこと。」

＊このうち、絶縁耐力の自主検査の方法は、高電圧の機器を使用することから、安全に十分ご注意ください。

＊また、海外での製造工場に「自主検査」の実施を委託することも可能です。

＊但し、全数検査であることや検査記録にも法定記載項目があることにご留意ください。

＊また、電気用品安全法第8条第2項（自主検査）の義務は届出事業者に掛かっている為、

・記録の作成（＝記録の最終確認）

・記録の保存を実施してください。

＊この自主検査記録を輸入事業者ご自身で保管していない場合は違法状態となっています。

＊結果論として**自主検査記録の不保持等であった場合**その状態のままで販売を継続すると違法販売（レンタルやリースを含む）と成るため、**直ちに販売等中止してください。**

10) 表示

届出事業者は、基準に適合し、検査等を実施した電気用品について、国が定めた表示（PSEマーク等）を付すことができます。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_08.html

国はPSEマークが表示されていない「違法状態」のウォーターサーバーが日本国内に流通している可能性があるという認識をお持ちでございます。電気用品安全法上「違法状態」となっている場合は直ちに販売等を中止等の措置が必要です。業界の信用確立の為にも早急にご確認いただきますようご案内申し上げます。

＊ 資料の一部は経済産業省HPより抜粋いたしました

＊ 本件に関するお問合せは下記事務局までご連絡下さい

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会

東京都千代田区岩本町三丁目11番8号イワモトチョービル406

電話 03-5835-1125 ファックス 03-5835-1126

E-mail: jimukyoku@jdsa-net.org HP <http://www.jdsa-net.org>

様式第1（第3条関係）

電気用品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する電気用品の区分
- 3 当該電気用品の型式の区分
- 4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）
- 5 専ら輸出するための当該電気用品の製造（輸入）の事業を行おうとする者にあつては、その旨

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。